

市民参加

町内会・自治会

市民活動推進課 ☎ 25-2223

町内会に加入しましょう

町内会は、下記の活動のほか、市政に市民の声を反映させ、地域住民と行政のパイプ役として積極的に活動し、地域コミュニティの推進や協働のまちづくりを進めるうえで、不可欠な任意団体です。

■町内会の活動

- 情報の伝達…市の広報紙の配布のほか、町内会や市からの情報を回覧板などでお知らせしています。
- 親睦行事の開催…夏祭りや運動会、敬老会などを開催しています。
- 防犯・防災活動…街路灯(防犯灯)の設置や維持管理、防災活動などを行っています。
- 生活環境の向上のための活動…ゴミステーションの管理、道路や公園の清掃・草刈りなどを行っています。
- 地域の課題への対応…地域の課題についてみんなで考え、必要に応じて行政などと連携し、解決に努めています。



■町内会への加入

ご近所の人に町内会長または班長の連絡先を尋ね、加入の申し込みをしてください。

町内会の連絡先は、市民活動推進課でもお答えしています。

■認可地縁団体

町内会が一定の要件により市長の認可を受けたときは、地縁による団体として法人格を取得し、所有する会館や土地などの不動産などを、町内会の名義で登記することができます。

■室蘭市連合町会協議会

連合町会協議会は、地域を代表する市内で最大の団体です。隣り合った町内会がお互いに連携・協力し、単位町内会では対応できない地域の課題に、広域的に対応するために組織されました。

平成21年5月現在、連合町会協議会には15の地区連合町会があり、172町内会のうち、122団体がそれぞれの地区連合町会に加盟しています。

地区連合町会の主な取り組みは、各地区の共同事業の開催のほか、連合町会協議会の主催事業への参加や、安全・安心のまちづくりに関連した自主的な事業を企画実施するなど、協働のまちづくりの最前線で活動しています。

自治活動への助成など

町内会などの自治活動を応援するため、市では、各種助成制度などを設けています。

■住民自治組織報奨金

町内会活動全般に対する支援です。

- 対象…住民自治を進めるため、活動を行っている町内会
- 内容…均等割額(1町内会につき8,000円)、世帯割(1世帯につき170円)

■町内会自治会会館建設資金等融資

町内会などの自治組織が会館を建設・整備するなどの場合に、建設費などの一部を貸し付けています。

・会館の新築、会館の増改築、会館として使用する建物の取得

・会館建設地の取得

・認可地縁団体が保有する土地または建物を町内会などの名義に変更登記

※融資利率…年2.4%(平成21年4月1日現在)

■街路灯設置・維持費助成

町内会などが設置する街路灯(防犯灯)の工事費および電気料金への助成を行なっています。

[設置費助成]

①白熱灯・蛍光灯…1灯当たり設置費の1/2以内で、15,000円を限度

②水銀灯および①以外…1灯当たり設置費の1/2以内で、20,000円を限度

[維持費助成]

①60ワット以内の街路灯…全額

②60ワットを超える街路灯…白熱灯60ワット相当額を限度



■町内会運営ガイドブック

町内会の役割や円滑な運営などについて、室蘭市連合町会協議会と市が共同で作成したガイドブックです。町内会活動だけでなく、地域でのさまざまな事業などにも活用してください。

ガイドブックは、市民活動センター(131ページを参照)などで配布しているほか、ホームページ(<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org100/tyounaikaiguide.html>)にも掲載しています。

MURORAN

市民参加

市民活動

市民活動センター ☎ 25-7070

市民活動センター

市民活動センターは、市民活動の拠点として、平成18年6月に誕生しました。多様な市民活動を行っている皆さんが、さらに活発に活動できるように応援しています。市民活動団体や町内会などの打ち合わせ、情報発信、資料作成や他団体との交流などにご利用ください。

■団体登録

市民活動センターを利用する団体は、団体登録ができます。登録は無料です。

■設備

- 会議スペース…利用は無料。20人程度まで利用可能
- パソコン…ワード、エクセル対応(印刷用紙は持参)
- コピー機…片面1枚10円、両面1枚20円、モノクロ印刷(A3サイズまで)
- 印刷機…1製版30円 モノクロ印刷(A3サイズまで)
- 掲示板…イベントのチラシやポスターなどを掲示
- レターケース…市民活動センターや他団体からのお知らせの受け取りに利用

■講座・展示紹介

月1回程度、登録団体が「講座」として日ごろの活動を発表したり、講演会や工作教室などを開催しています。

また、写真展や絵画展などが開催できる展示ギャラリーもあり、個人・団体の活動発表の場として使われています。

■市民活動センターを利用できる活動

- 市民の自主的・主体的な活動
- 不特定かつ多数の人の利益の増進に寄与する活動
- 政治活動や宗教活動を主たる目的としない活動

まちづくり活動支援補助金

市民の皆さんが新たに取り組む事業や既存の活動を拡充する事業で、広く市民が参加できる自主的なまちづくり事業を対象とした補助金です。

市民活動ガイドブック

これから市民活動を始めようと考えている方や、現在の活動をもっと活発にしたい方にも、市民活動の全般が分かるガイドブックです。

ガイドブックは、市民活動センター(131ページを参照)などで配布しているほか、ホームページ(<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org100/katsudoguide.html>)にも掲載しています。

広報・広聴

市民対話課 ☎ 25-2193

広報むろらん

市からのお知らせのほか、イベント情報や各種講座の案内、まちのできごとなど、たくさんの情報を掲載しています。毎月1日発行で、家庭には町内会や自治会などの協力で配布しています。

※引っ越しをしたときは、お住まいの地区の町内会長さんに転入してきたことを伝えてください。各地区の世帯数が増減になった場合、配布担当の人から市へ連絡をもらい、必要となる部数を町内会・自治会にお届けしています。町内会長さんが分からないときは、ご近所の人にあいさつへ行ったり、ご近所の人に聞いてください。市民活動推進課(☎25-2223)にお問い合わせください。

FMびゅー 行政情報

市内のコミュニティ放送局より、市からのお知らせなど行政情報を放送しています。FMびゅーはFM84.2メガヘルツで聴けます。

市内各種大会・行事一覧

1年間に、市内で行われる文化・スポーツイベントなど各種大会や行事を1冊にまとめた「室蘭市内各種大会・行事一覧」を毎年4月末に発行し、市役所本庁のほか、蘭東支所(えきがるセンター)などで無料配布しています。

市民と市長のさーくるとーく

市長が皆さんの所へ出向き、まちづくりの考え方を知ってもらうとともに、行政に対する期待やまちづくりへの意見・提言をいただき、市政に反映するために行っています。5人以上の団体が対象です。

市民見学会

市の仕事の現況や将来計画などを、目と耳で確かめてもらい、理解と協力をいただくよう、市の施設などをバスで巡りご案内します。日程については、ホームページや広報むろらんなどでお知らせします。

まちづくり出前講座

市が実施している施策やまちづくり事業などについて、市民の皆さんからご希望があれば、市職員が出向き、皆さんの知りたい情報を提供します。5人以上の団体が対象です。

次の講座メニュー(例)を参考にしてください。

担当部局	メニュー
市民活動推進課	○行政パートナー制度 ○まちづくり活動支援補助金 ○町内会を応援する制度
総務部	○情報公開制度とは ○広報紙づくり ○国際交流 ○行政改革のあらまし ○地域防災計画
企画財政部	○室蘭市総合計画 ○広域行政 ○財政状況 ○市税のしくみ
生活環境部	○ごみ処理・リサイクル ○国民年金のしくみ ○交通安全教室 ○消費生活について ○子どもの安全安心を守る取り組み ○ペットの正しい飼い方
保健福祉部	○障害者福祉計画 ○介護保険制度 ○高齢者保健福祉計画 ○次世代育成支援行動計画 ○子育て家庭への支援活動
経済部	○企業誘致 ○追直漁港Mランド計画 ○室蘭の観光 ○市場のしくみ
都市建設部	○室蘭市住宅マスタープラン ○レインボープロジェクト ○室蘭市緑化計画
港湾部	○港湾整備計画 ○室蘭港津津絵地区土地利用構想
水道部	○公共下水道基本計画 ○ふれっしゅ水道計画
教育部	○これからの学校教育 ○小・中学校第2期適正配置計画 ○子どもの安全安心を守る取り組み ○社会教育の推進(スポーツ・文化を含む) ○男女平等参画の推進
消防本部	○火災の予防 ○消防体制
市立室蘭総合病院	○市立室蘭総合病院の運営について

選挙

選挙管理委員会事務局 ☎ 25-2800

選挙の種類・選挙権および被選挙権

選挙の種類	選挙権(選挙できる権利)	被選挙権(立候補できる権利)	任期
衆議院議員選挙	満20歳以上の日本国民	満25歳以上の日本国民	4年
参議院議員選挙		満30歳以上の日本国民	6年(3年ごとに半数を改選)
道知事選挙	満20歳以上の日本国民引き続き3カ月以上市内に住所を有する人(選挙権を有していた人で、引き続き道内の他の市町村に住所を移した人を含む)	満30歳以上の日本国民	4年
道議会議員選挙		満25歳以上の選挙権がある人	
市長選挙	満20歳以上の日本国民引き続き3カ月以上市内に住所を有する人	満25歳以上の日本国民	4年
市議会議員選挙		満25歳以上の選挙権がある人	

※選挙権・被選挙権ともに欠格事項(成年被後見人、禁固刑以上の刑を受けて執行中、選挙犯罪などで公民権を停止されている)に当たらない人

選挙人名簿

選挙で投票を行うためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。選挙人名簿は、一度登録されると、死亡、国籍喪失などの場合を除き、永久に登録されます。

登録要件は、満20歳以上の日本国民で、住民登録された日から引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている人、および満20歳になって3カ月以上経過し、同時に3カ月以上住民基本台帳に登録されている人。

■定時登録

登録は年4回(3・6・9・12月)、それぞれの月の1日を基準日として2日に登録します。

■選挙時登録

選挙毎に基準日を定め、登録します。

■選挙人名簿の縦覧・閲覧

○縦覧…選挙人名簿に登録したとき、登録をした者の氏名などを記載した書面を一定期間縦覧できます(定時登録は原則登録月の3日から7日まで。選挙時登録はその都度定めます)。

○閲覧…選挙人名簿の抄本は常時閲覧できます(ただし、選挙期日の公示または告示の日から選挙期日後5日に当たる日までではできません)。

■選挙人名簿の登録抹消

死亡または国籍を失ったとき、他の市町村に住所を移してから4カ月を経過したとき、誤って名簿に登録されたときは、選挙人名簿から登録が抹消されます。

投票

選挙は、選挙期日(投票日)当日、投票所で投票する「投票日当日投票所投票主義」が原則ですが、例外として下記の投票制度で投票できます。

■期日前投票制度

投票日に仕事や旅行、その他用事の予定がある人は「期日前投票」ができます。投票期間は、公示(告示)日の翌日から選挙期日の前日までの8時30分から20時までです(土日曜日、祝日も同じ時間に投票できます)。

投票手続きは、基本的には投票日の投票所と同じですが、投票用紙を請求するために「宣誓書」を書いていただきます。本市では、投票所入場券を一人一枚のはがきでお送りし、裏面には「宣誓書」欄を印刷していますので、事前に記載して来られれば、手続きが早く済みます。

また、身体の障がいなどで、自分で字が書けない場合は、投票日当日の投票所と同様に「代理投票」ができます。

■期日前投票ができる場所

市役所本庁舎、中小企業センター

■不在者投票制度

出張・旅行などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で「不在者投票」ができます。病院や老人ホーム(都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に限る)に入院・入所中の人は、その施設内で「不在者投票」ができます。

■郵便等による不在者投票制度

身体に一定の重度の障がいのある人が、自宅などで投票用紙に記載し、これを郵便などで選挙管理委員会に送付することによる投票制度です。障がいの程度など、詳細はお問い合わせください。

■在外投票制度

外国に居住している人(居住国へ帰化などにより日本国籍を失った方を除く)で、引き続き3カ月以上住所を管轄している領事館の管轄区域内に住所を有する人は、衆議院議員選挙および参議院議員選挙の投票ができます。在外投票をするためには、在外選挙人名簿に登録し、在外選挙人証の交付を受ける必要があります。

市議会

室蘭市議会

市議会は、日本国憲法(第93条第1項)で必ず設置しなければならないとされています。

室蘭市議会は、市民から直接選挙で選ばれた24人の議員で構成され、市民に代わり、その声を市政に反映させ、市政の方針を決定したり、市政が適正に行われているかを確かめる仕事をしています。市議会と市長などの執行機関は、まったく対等の立場に立ってお互いに尊重し、議論しながら、より良い市政の実現を目指して努力しています。

■本会議

議員全員が議場に集まり議案などを審議し、市議会としての意思を決定します。本会議には、年4回(2・6・9・12月)開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

■常任委員会

本会議の内部審査機関として所管事項別に、専門的に詳しく審査・調査するための機関です。

■議会運営委員会

議会の円滑な運営を図るため、意見調整や議事の取り扱いなどを協議します。

■特別委員会

特定の事柄などを審査・調査するために、必要に応じ議会の議決によって設置されます。

胆振海区漁業調整委員会委員選挙

選挙管理委員会事務局 ☎25-2800

海区漁業調整委員会委員の選挙は、漁業を営んでいる人の代表者を選ぶ選挙です。業務に従事している日数など別途資格要件があります。詳細はお問い合わせください。



問 室蘭市議会事務局 ☎25-2781

市議会の傍聴

本会議は一般に公開され、個人でも団体でも簡単な手続きで傍聴することができます。傍聴席は64席あります。また、各委員会も同様に簡単な手続きで傍聴することができます。

請願・陳情

市政などについて、要望や希望を反映するよう、議会に申し入れることを請願・陳情といいます。

請願は、日本国憲法で保障され、誰でも行うことができますが、議員の紹介が必要です。

陳情は、請願のような規定はありませんが、内容が請願に適合するものは請願と同じ取り扱いをしています。

